市議会議員選挙の実施時期に 関する調査特別委員会

阿久根市議会

- 1 会議名 市議会議員選挙の実施時期に関する調査特別委員会
- 2 日時 令和4年6月20日(月)

午後1時開会午後1時28分散会

- 3 場所 議場
- 4 出席委員

濵 﨑 國 治 委員長、濵之上 大 成 副委員長、竹之内 和 満 委 員、 上 洋 一 委 員、濱 門 明 典 委 員、白 石 純 一 委 員、 |||員、竹 原 信 一 委 員、仮屋園 一 徳 委 濵 田洋一委 員、 員、牟 学 委 員、岩 﨑 健 二 委 員、 中 面 幸 人 委 田 員 木 下 孝 行 委 員、山 田 勝委

5 欠席委員 川 上 洋 一 委 員

6 事務局職員 次長兼議事係長 上 脇 重 樹、議事係主査 東 岳 也

- 7 会議に付した事件
 - (1) 陳情第10号 阿久根市議会議員選挙を阿久根市長選挙と同日に実施することを求める陳 情
 - (2) 陳情第11号 市議会議員選挙と市長選挙を同時選挙とするために行う市議会の自主解散を求める陳情
- 8 議事の経過概要 別紙のとおり

開会 午後1時

調査の経過概要

○ 陳情第10号 阿久根市議会議員選挙を阿久根市長選挙と同日に実施することを求める 陳情

陳情第11号 市議会議員選挙と市長選挙を同時選挙とするために行う市議会の自主解 散を求める陳情

濵﨑國治委員長

ただいまから、市議会議員選挙の実施時期に関する調査特別委員会を開会します。

- この際、陳情第10号及び陳情第11号を一括して議題としたいと思います。
- 6月10日に開催した本委員会において、審査方法として、まず委員が意見を出し合う ことになりましたので、委員の皆様の御意見を伺います。

どなたからでも結構ですので、御意見をお願いします。

なお、審査の進め方については後ほどお伺いします。

委員の皆様の御意見、どなたからでも意見はございませんか。

中面幸人委員

市民から陳情も出ており、私は、私の応援する人に聞いたわけではないけど、ほとんどの市民がこの陳情者の思いだと思っておりますので、今度の12月に同日選挙が間に合うのであれば間に合わせる方法を取り、そして、できない場合は、この議会で、この議員で、その方向性だけは決めるべきかなと思っているので、まず12月に同日選挙ができるのか、日程的にですね。そのあたりが分かる人を呼んで、聞いてもらいたいと思います。

濱門明典委員

陳情書の文面を読んだり、いろいろしたところ、また、自分の支持者にしても、選挙費用の削減と。我々は市民の代表であるから税金の使い方というのも考えなきゃいけないところがあります。そういうところから、陳情された人でも選挙費用の削減になったり、また、選挙が市長選と市議選が同一であれば、またそれなりに投票率もまた変わってきたり、皆さんの興味も引くんじゃないかと思いますので、私はできればもうそういうふうにして欲しいけれども、自主解散という一つの難題がありますので、そこが通れば、ぜひ自主解散して、同一選挙に向けてしていただきたいと思います。

山田勝委員

選管の事務局長を呼んでいただいて、費用とか、メリットとか、なんとかというのを いろいろ聞いてみたいんですが、選管の事務局長を呼んでいただくわけにはいきません か。

濵之上大成委員

今、13番議員も申し上げたんですが、選管によるその資料提出も願いたい一人であります。

それから、これだけの案件だけに、ある程度の陳情の10号、11号に対しても、各団体、 各会において、総会あるいは臨時総会あるいは役員会等を開催されての結論による陳情 と理解するわけですけども、それぞれの団体、会において出た意見等を開示できるので あればお示しいただきたいということで、私としては参考人をぜひ呼んで議論してみた い、このように思う一人であります。

牟田学委員

今の12番議員の御意見ですけれども、私も聞いたところによると、この陳情団体の各種団体の中には、総会も開かずに、言えば長が組合の印鑑を使って署名してるというところで問題になっている団体もあります。そういった意味では、やはりこの各団体の長を参考人として呼んでいただき、経過とかいきさつとかを聞いてみたいと思います。

白石純一委員

意見ということですので、私は市民の多くの方に意見を聞いたところ、それを望む声のほうが圧倒的に多かったと。反対という意見は、私のところには聞こえてきませんでした。恐らく議会として難しいのではないかという理由が三つあると思うんですね。

一つは、4年間市民から負託を受けたんだから4年間務めるべきだと。確かにそういう意見はわかります。理解できます。

〔発言する者あり〕

それが半年とか1年、1年前とか、4年が3年になるとか、そういうことであれば、 それも非常に重いことだと思いますけれども、3か月ないし4か月ということであれば、 それは市民の声が多ければ、市民の声にも耳を傾ける価値は高いのかなと思っておりま す。

二つ目の理由として、準備、新しく立候補する方の準備期間がないんじゃないかということですけれども、これは何か月以上ないとということはなかなか難しい、個人差にもよります。ただし、6か月あるいは5か月、4か月ぐらいの準備期間であれば、私は十分に、本当に市政に出たいんだと、議員として出たいんだという立候補者にとっては十分乗り越えられるものではないかなと考えます。

そして、三つ目の理由として、自主解散の大義名分があるのかという意見も確かにあると思います。それについては、市民が望んでいるのであればということ。一番は市民が望んでいるということ。そして、市の経費の削減また投票率のアップが見込まれるというような、市民の負担が軽減されるということがあれば、そちらが大義名分ではないかなと。

以上の理由から、私は、同日選挙も十分に検討する価値があるのではないかなと考えております。

竹之内和満委員

今、陳情10号と11号が上がっておりますけれども。あとですね今、署名活動が始まっていて結構各会社とか、署名をされてる各団体とか、それを基に第3弾の陳情があるというふうに聞いております。この10号、11号だけではちょっと弱いかな。ただそういう署名つきの陳情ならば、やっぱり考えていいのかなと思いますので、それまでに、10号、11号の参考人招致をした上で、その次の陳情が上がってきたときに審査したほうがいいかなと思っております。

木下孝行委員

私の意見は、今回この陳情が上がってきたということで、特別委員会を設置して、今から審議をしていくわけですけど、基本的に陳情者の趣旨は十分私は理解しております

し、多くの議員がその理由はある程度理解しているものだと思います。取りあえず、今は陳情者の参考人招致は、まだ後でいいのかなと。今やるべきは、山田委員、中面委員が言った所管課を呼んで、この同日選挙になることを仮に前提としたような話を可能なのかも含めて、可能であるというのは私も分かっているんですけど、いろいろ知らないところ皆さんかなりお持ちだろうと思うから、選挙管理委員会を呼んで、いろいろ聞くことがまず必要かなと思います。

仮屋園一徳委員

木下委員と同じような意見ですけど、陳情そのものには賛成です。ただ陳情者については、もう趣旨が十分に理解できますので、今のところは参考人招致は必要ないと思います。賛成ですけど、今までいろいろ言われたように、やはり担当課とかいろんな方向から意見を聞きながら、期間的には余りないですけど十分議論をした上で、決めていければいいなと思います。

濵﨑國治委員長

ほかに御意見がなければ、次に進みたいと思います。

先の意見で、審査において陳情者に対し参考人として出席を求める必要があるという 方もいらっしゃいました。

これについては、皆様の御意見をお聞かせください。

参考人として出席を求める必要があるかどうか。

端的に言ってください。出席を求める必要があるかどうか。

白石純一委員

市民の関心の高いことですので、参考人の出席を求めたいと思います。

中面幸人委員

これは議員本人が考えることだから、もう十分趣旨は分かっているので呼ばんでもいいと思います。

山田勝委員

出席するように諮ってください。

濵﨑國治委員長

今、参考人としての出席を求める必要があるという方がいらっしゃいます。それから、 先ほど、選挙管理委員会いわゆる所管課の出席を求めて、審査したらどうかという意見 もありました。これについてはどうですか。

白石純一委員

制度が分からないと先に進みませんので、ぜひお願いします。

濵﨑國治委員長

それから、陳情者の思いである12月に間に合うようにという意見もありましたが、12月の選挙に間に合うようにということで進めるということでよろしいですか。これについては進められるかどうかわかりませんが、意見としては12月の同一選挙に向けて間に合うように審議してほしいという意見だと思いますけれども。

中面幸人委員

選管とか所管を呼んで聞きたいと思います。

木下孝行委員

私は、この陳情に関して結論を出すのは、9月の冒頭か9月の最終日に結論を出せば、

十分。もし同日にこの委員会が決めるのであれば、十分間に合うと思います。

濵﨑國治委員長

ということは、9月議会に間に合うように審議を進めるということですね。

木下孝行委員

そういうこと。とりあえず冒頭に照準を合わせるべきだと思います。

白石純一委員

私も陳情が令和4年度中の選挙ということで明文化されてますので、やはりそれをまず目標として、できれば今議会中に結論を出す。もし出ないときにも今11番委員がおっしゃったように、9月の冒頭には結論を出して12月に備えるということでいいと思います。

濵﨑國治委員長

それでは、陳情者を参考人として出席を求めることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

賛成多数でありますので、陳情者に対し参考人として出席を求めることにしたいと思います。

10号も11号もそれでいいですかね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは先ほどの委員の意見の中で、代表者あるいは組織を代表してないじゃないかなという意見もありましたが、陳情10号について、5団体の方から陳情がありますけれども、代表者の方皆さんを呼ぶということでよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それから、11号については3名とも一般ということで、個人で陳情されたということですけれども、これについてはどうですか。

3名全員呼ぶということでよろしいんですか。

白石純一委員

委員会の陳情の参考人招致は、決まりみたいなのはあるんですかね。

全員呼ばなきゃいけないのか。

濵﨑國治委員長

暫時休憩します。

(休憩 午後1時18分~午後1時21分)

濵﨑國治委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

それでは、皆さん方の御意見を伺いましたら、審査方法として陳情者を参考人として ここに書いてある方全員を呼びたい、出席していただきたいということでよろしいです か。

[「お願いします」と呼ぶ者あり]

それから二つ目として、所管課である選挙管理委員会事務局でいいかと思いますけれ ども、これを呼んで審査するということもよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それから、もう一つは、特に問題がない限り9月議会に間に合うように進めるという ことも、これも確認してよろしいですか。

ただ、これについては、審査でいろいろ日程上の関係も出てきますので、特に問題がなければというのを言ったわけですけれども、それでよろしいですか。

白石純一委員

遅くとも9月議会まで。できれば9月の冒頭、その立候補を考えていらっしゃる方も いると思うんですね。

濵﨑國治委員長

特に問題がなければ、9月議会に間に合うように進めて欲しいということですね。

[発言する者あり]

それでよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

所管課の選挙管理委員会については、御承知のとおり、参議院選挙が始まりますので、 その以降になるかと思いますが、それでよろしいですかね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

そうすれば順序からして、参考人として陳情者をまず呼んで、それから所管課を呼んでということになりますが、それでよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

白石純一委員

今日は呼べないということですかね。

濵﨑國治委員長

今日は、例えば皆さん方がお聞きになりたいのは、同一選挙になったときの費用の問題とか、あるいは日程の問題とか、メリット、デメリットとかいろんなのが出てくると思いますので、例えば、市議会議員選挙を同一選挙にした場合、市議会議員選挙のみの選挙費用で、いわゆる削減額がどれだけあるっていうのは、計算しないといけないと思いますので、今まで市長選と市議選が同一になったことがありませんので、その辺は積算が必要だということでありますので、参議院議員選挙が終わってからのほうがいいかと思いますのでそう申し上げたところです。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

審査方法について、先ほど陳情者を参考人として全て呼ぶということで、まず決まりました。

それから、所管課である選挙管理委員会事務局を呼ぶということも決まりました。

それから、特に問題がなければ9月議会に向けて審査を進めるということも、皆さん 方の意思がありました。

それだけでよろしいですかね。ほかにございますか。

なければ、ただいま申し上げたとおりでありますので、特に陳情者については、名簿からしますと、大変忙しい方が含まれているようでありますので、日程調整とかいろいろすぐにはできない場合があると思いますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

木下孝行委員

参考人を呼ぶ場合、一遍に同じ日で調整するのは、大変難しいかと思うんですよ。だ

から別に日にちを分けて、3日ぐらいでも2日ぐらいでも分けて、陳情者に合わせた形でやってもいいと思いますけど、よろしくお願いします。

濵﨑國治委員長

その辺も、こちらのほうで調整させてください。

今日は皆さん方の御意見が多数出まして、それぞれ審査方法について、非常に早く結 論を出すことができました。

陳情第10号及び陳情第11号を閉会中の継続審査とすることについて、お諮りいたします。

この両陳情については、今会期中の審査終了が難しいと考えますので、調査終了までの閉会中の継続審査とすることを議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認め、そのように決しました。

次の本委員会の開催日時については、委員長において調整し、決まり次第お知らせしますので、御了承願います。

以上で本日の市議会議員選挙の実施時期に関する調査特別委員会を散会いたします。

(散会 午後1時28分)

市議会議員選挙の実施時期に関する調査特別委員会委員長 濵 﨑 國 治